

産学官連携人材育成等事業実施要領細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、産学官連携人材育成等事業実施要領（以下「要領」という。）に規定する事業の実施について必要な事項を定める。

(直接経費の対象経費)

第2条 要領第3条に定める直接経費の対象となる経費は、別表1に掲げる経費とする。

(間接経費の対象経費)

第3条 要領第5条に定める間接経費の対象となる経費は、別表2に掲げる経費とする。

(間接経費の執行実績報告)

第4条 公立大学法人大阪府立大学は、要領第5条に定める間接経費の執行の実績について、別紙様式1に基づき、産学官連携推進協議会に報告するものとする。

附 則

この細則は、平成18年11月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成21年3月16日から実施する。

別表 1

直接経費の対象となる経費

対象経費	内 容
消耗品費	本事業を行うために必要な消耗品、文献購入費及びソフトウェア (原則として 10 万円未満の物品に限る。)
印刷製本費	本事業を行うために必要なコピー機による印刷代、論文別刷印刷代、 研究成果報告等印刷製本に係る経費
旅費交通費	本事業を行うために必要な旅費 (学会・研究会の参加費や、それに伴う旅費については、計上できません。)
通信運搬費	本事業を行うために必要な通知、調査のための郵送料及び機器・機材 等の運搬のための経費
会議費	本事業を行うために必要な会議や講習会、シンポジウム等を開催する ための会場使用料及びそれに伴う付帯設備の使用料 (飲食に伴う支出はできません。)
賃金・法定福利費	本事業を行うために必要な非常勤職員に対する人件費 (ただし、大阪府立大学で雇用されている者のみ。)
諸謝金	本事業を行うために必要な講師謝金等の経費
委託費	本事業を行うために必要な調査や会場設営等を委託するのに必要な経 費 (本事業の大部分を第三者に委託することはできません。)
その他経費	上記以外で、事業の遂行に直接必要な経費のうち、協議会が認めるも の (本表に具体的な記載がないものに対する経費支出については、必ず 事前に産学官連携推進協議会事務局までご相談願います。)

別表 2

間接経費の対象となる経費

対象経費	内 容
管理部門に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> －管理施設・設備の整備、維持及び運営経費 －管理事務の必要経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 －上記に係る消費税及び地方消費税
研究部門に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> －共通的に使用される物品等に係る経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費 －当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費 －特許関連経費 －研究棟の整備、維持及び運営経費 －実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費 －設備の整備、維持及び運営経費 －ネットワークの整備、維持及び運営経費 －大型計算機（スパコン含む）の整備、維持及び運営経費 －大型計算機棟の整備、維持及び運営経費 －図書館の整備、維持及び運営経費 －ほ場の整備、維持及び運営経費 －上記に係る消費税及び地方消費税
その他の関連する事業部門に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> －研究成果展開事業に係る経費 －広報事業に係る経費 －その他、事業の遂行に関連して間接的に必要な経費のうち、協議会が認めるもの －上記に係る消費税及び地方消費税